

( 資 格 の 公 示 )

苫小牧港管理組合告示第 1 3 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 6 年 4 月 1 6 日

苫小牧港管理組合管理者 苫小牧市長 岩倉 博文

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和 6 年度において苫小牧港管理組合が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和 6 年 4 月 1 6 日に一般競争入札の公告を行う次の業務

【令和 6 年 5 月 2 2 日開札予定 整理番号 2 番】

東港区道路維持管理業務

(2) 資格

東港区道路維持管理業務に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役務の種類

苫小牧港東港区内における道路維持管理業務

2 資格要件

入札に参加する者は、単体企業であって、(1)の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体企業の要件

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 苫小牧港管理組合の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、競争入札参加資格確認申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

エ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

オ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。)

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧港管理組合競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

キ 苫小牧港管理組合における令和 5・6 年度の「一般土木工事」の競争入札参加資格を有していること、及び、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ご

とに定める許可を有する者であること。

ク 苫小牧市又は厚真町内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ケ 過去 15 年間（平成 21 年度以降）に、国又は地方公共団体等発注の道路維持管理業務及び道路維持補修業務又は道路補修工事の実績を有すること。

なお、共同企業体として施行した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限るものとする。

コ 業務の技術上の管理等を行う業務担当員を配置できること。また、異常時等における巡回、連絡体制を確保し、迅速かつ適切な処理ができること。

サ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第 4 条第 2 項に該当しない。

#### (7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### (4) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第 2 条第 1 項第 12 号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

#### (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(4)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 3 資格審査の申請の時期及び方法

#### (1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 6 年 4 月 16 日（火）から令和 6 年 5 月 2 日（木）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の間にしなければならない。ただし、最終日は正午までとする。

#### (2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 苫小牧港管理組合総務部総務課財務係

イ 提出先の所在地等 苫小牧市入船町3丁目4番21号

#### 4 資格審査の再申請

##### (1) 再申請の事由

資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

##### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

#### 5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

##### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

#### 6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

##### (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

##### (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。